

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

上野村のすべてを使ってがんばるふるさとづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県多野郡上野村

3 地域再生計画の区域

群馬県多野郡上野村の全域

4 地域再生計画の目標

群馬県最西南端の標高約 450～1,800mに位置する上野村は、険しい山野が村域の 9 割以上を占め、主な集落は谷に沿って点在している。本村は、人口 1,430 人ほどの小さな村であるが、全国で市町村合併の動きが急速に進む中、いち早く自立を宣言し、地域の自立自存を目指した様々な取組を実施している。しかし、それでも人口減少に歯止めがかからず、人口は昭和 30 年の約 5 千人をピークとして、大規模建設工事に伴う一時的な増加を除いて年々減少しており、10 年前と現在を比較すると、人口は約 15%、世帯数は約 6%減少している。また、65 歳以上の高齢者人口が 4 割を超えており、村全体が過疎地域及び振興山村地域に指定されている。

平成 17 年に稼働開始した神流川揚水式発電所による固定資産税収入により、平成 18 年度からは地方交付税不交付団体となり、比較的恵まれた財政状況にあるが、このような地域指定による国等からの支援や発電所による固定資産税収入は今後大きく減少し、財政状況が急激に厳しくなることが予想される。このような中、自立を目指した村民参加による地域づくり活動は、これまでも進められてきたものの、従来どおりの手法では、村として自立し続けることは困難である。

そこで、力強く自立した村となるために、村民が自らの意識を改革し、村づくりに主体的に関わるための新たな手法の確立を図る。また、地域内には、自然、伝統文化、歴史、産業、多様な経験や技術を持つ人材等の資源が豊富にありながら、未だそれらを十分に活用しきれていない。そのため、これら既存の地域資源の磨き直しと新たな資源の発掘・活用を軸とした、自立自存の持続可能な村づくりを推進する。特に、人口の維持・増加、農林水産物や自然・文化を活かした産業の振興、元気な高齢者をはじめとした人材の活用を積極的に進め、生涯を通じて誇りと愛着を持って安心・安全に暮らし続けることができ、さらに村外からの交流や移住・定住先としても魅力ある上野村を構築する。

(1) 村民が村づくりに主体的に関わる新たな手法の確立のための定量的指標（官民パートナーシップ目標）

【指標】 地域づくり（イベントなどの企画運営）に主体的に関わる村民
平成 20 年度 10 人（実績） → 平成 21 年度 20 人

(2) 地域資源の発掘・活用を軸とした地域づくりのための定量的指標（官民パートナーシップ目標）

【指標 1】 各集落の祭りや村民が主体的に関わるイベント等による交流人口
平成 20 年度 1,000 人（実績） → 平成 21 年度 2,000 人

【指標 2】 各集落の祭りや村民が主体的に関わるイベント等に関わる村民（延べ人数）

平成 20 年度 150 人（実績） → 平成 21 年度 300 人

(3) 農林産物や自然・文化等を活かした産業振興のための定量的指標（農山漁村活性化プロジェクト目標）

【指標】 U I ターン者

平成 20 年度 年 4 人（実績） → 平成 24 年度 年 10 人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

村民の村づくりへの主体的な参加を促すため、村民参加による調査を実施し、地域資源や生活環境など上野村の現状を見直し、その課題と解決策の検討を行う。そして、村民と行政のそれぞれの役割分担を明確化し、ハード及びソフト両面の整備計画の策定を行い、自立した持続性のある上野村の構築に向けた取組を行う。そのためには、村民の村づくりへの主体的な参加が不可欠であり、それを阻害している要因を明らかにするとともに、今後の取組を担う人材の発掘・確保と育成に努め、人材力の強化を図る。

また、本村は、木工芸品やきのこ等地場産業の振興を積極的に行い、村民の就労の場の確保と創出に努め、定住化対策を進めてきたが、本村の持続可能な村づくりのためには、更なる就労の場の確保と人材育成が必要である。このため、基幹産業である農業関連施設の機能補完や新たな生産等施設、農業等技能修得を目的とした研修のための施設整備を行う。さらに、地域の資源や素材を活用した新たな手づくりの特産品の開発を行うとともに、本村の課題である販売促進を強化するため、マーケティングや販売手法の研究等にも力を入れ、村内経済の活性化を図り、自立した持続性のある上野村を構築する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置記載事業

(1) 官民パートナーシップ確立のための支援事業【B2001】

事業実施主体 特定非営活動法人 NPO ぐんま

実施期間 平成 21 年度

事業内容

村民を地域づくりの「点検者」として位置付け、村民参加の調査によって、村民自身が地域資源の再発見と磨き直しをし、さらに身近な生活環境等の点検を行う。そして、地域の誇りや問題・課題点を明らかにすると同時にその解決策を提案し、そこから地域づくりに向けた村民・行政それぞれの役割分担、ハード・ソフト両面の整備計画のプランニングを行う。

①関連情報の収集

先進事例調査や現地調査により、対象地域の現状を把握し、効果的・効率的な総点検を計画する。

②地域資源と生活環境、生活インフラ総点検の実施

NPO を調査実施機関として、村民（15 歳以上）及び子ども達の視点での調査も行うために、村内の小中学生を含めた郵送アンケートにより、総点検調査及び点検結果のフィードバック調査を実施する。

③点検結果の整理・分析と図式化

得られた点検結果を NPO が地域の大学等と連携して、専門家の意見を踏まえた整理・分析を行う。点検結果のマッピングにより、視覚的に確認できる図式化を行う。

④点検結果と村民意見とのマッチング

点検結果の整理・分析と「村民（自分たち）ができること」の記述内容のマッチングを図り、NPO がより有効で継続性のある取組を抽出する。

⑤ヒアリングの実施

点検結果から、特に指摘が集中した 5 項目程度を選択し、本村、農林水産業等地域団体から意見聴取を行う。さらに必要に応じて、国や県から助言を受ける。

⑥報告書とりまとめ

村民が地域づくりに主体的に関与する手法を活用したハード・ソフト両面の整備計画案を作成する。また、フィードバック調査から、人材情報を蓄積し、その活用方法を検討する。

⑦点検結果の公開

インターネットなどを活用して、点検結果の公開を実施する。

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）【B1002】

事業実施主体 上野村

計画期間 平成 22～24 年度

事業内容

村内では、昭和 52 年より木工芸品の加工施設を、平成 10 年度には菌床栽培によるきのこ（椎茸・舞茸等）の生産施設を整備し、村民の就労の場の確保と創出に努めてきた。しかし、本村が進める定住化対策（UI ターン者の受け入れ）のためには、更なる就労の場の確保が必要なことから、現行施設の機能補完や新たな加工場等の整備が求められている。

そこで、本村の西部と東部に村民や団体等が使用できる小規模な加工場やきのこ等の生産及び集出荷を行う施設を整備し、地元の素材を使用した、安全で安心な新たな特産品を開発・生産・販売することにより、就労の場の確保と創出を図る。また、UI ターン者獲得を促進するために、都市住民を対象とした農業等の技術修得のための研修施設整備を行い、定住化に向けた環境整備を行う。

- ①小規模な加工場整備 2 棟
- ②きのこ等の生産及び集出荷等を行う複合施設整備 1 施設
- ③農業等の技能修得のための研修施設整備 1 施設

5-3-2 独自の取組による事業

(1) 人口増少子化対策事業

人口増加を目的とした養育手当の支給、義務教育までの医療費の無料化、へき地保育所保育料の低料金化等を実施する。

(2) UI ターン者定住促進事業

上野村後継者定住条例に基づく生活補給金の支給、格安村営住宅の整備、就業所得確保策等を実施する。

(3) 山のふるさと合宿かじかの里学園運営事業

自然の乏しい都市部から児童生徒の一定期間受け入れや、村内の児童生徒との交流を行う山村留学施設運営の強化を図る。

(4) 加工施設・販売施設の充実及び支援事業

食品、木工芸品等、村内の生産・加工・販売施設の機能を充実し、生産・加工・販売に係る活動支援を実施する。

(5) 販売活動充実及びサポート事業

特産加工品の販路開拓を図るため、村内の農林水産業者や加工・販売業者と、都市部の流通・販売事業者との交流・商談の機会や、特産品等を村外に紹介する機会等を提供する。

(6) 特産品開発及び生産等人材育成推進事業

特産加工品の生産や開発に必要とされる様々な知識や技術の習得・継承を図るため、専門家や技術者の派遣を支援する。

6 計画期間

認定の日から平成 24 年 3 月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画に示す 3 項目の数値目標（指標）について、計画期間中の中間年度に担当課にて評価・見直しを行うとともに、計画期間終了後に関係各課及び村内関係団体による協議会で達成状況の評価を実施し、その結果を公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し